

第1節 風水害に強い市づくり

第1 基本方針

当市は、全国的にも少雨地帯となっているが、梅雨前線、秋雨前線の停滞期には、その影響を受けやすく、また、台風期にあつてはその進路となり、局地的に大雨をもたらす特異な気象条件にある。また、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域性に配慮しつつ、総合的風水害対策事業の推進を図り、風水害に強い市づくりを行う。

大規模災害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に関係機関、市民等が様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、大規模災害について被害策定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害減量を示す数値目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体的目標等から構成される防災戦略を策定し、その実施を図る。また、その達成状況については、定期的にフォローアップを行う。さらに、減災目標のためには市の参画と連携が不可欠であり、防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い市土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い市土づくり

(1) 現状及び課題

市内には数多くはないものの、急峻な地形、もろい地質、急勾配の河川、地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な市土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（全部等）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 風水害に強い市土の形成を図るため、県が実施する計画内の下記事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

- c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
- d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強い市づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（全部等）

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- b 土砂災害警戒区域の指定を平成19年8月に受け、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と平行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- c 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行ない、必要な措置を講じる。
- d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して、道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、内水排除施設等の建設等の推進
 - (d) 防災調整（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実視することによる流域の保水・遊水

機能の確保

- (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める。
- (g) 名称及び所在地を定められたこれらの施設については、市は地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (h) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- (l) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進
特に流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

- (o) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水災害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
 - e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。
- 4 住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難準備」という）を伝達する必要がある。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の別紙「伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図る。

ア 関係機関が実施する計画

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

ア 市は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれがある場合に、迅速にかつ円滑に避難誘導活動が行われるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

イ 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明記するよう努める。

エ 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照

オ 市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

カ 市は、災害想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

キ 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住

者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

（1）各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成
（河川・農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての他市町村との連携体制の整備

（2）水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達システム手段の多ルート化を推進する。
- 4 住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難準備」という）を伝達する必要がある。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。市及び防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課・税務課・市民課）

（ア）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとし、あらかじめ情報収集ルート、担当者を定めておく。

（第3章 災害応急対策計画 第1節参照）

（イ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

（ウ）公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

（エ）総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

（オ）「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

（カ）雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

（キ）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 防災関係機関が実施する計画

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は、多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

- (ア) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。
- (ウ) 風水害を想定した非常通信訓練を行う。
- (エ) 衛星携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 各課が実施する計画

(ア) 管理担当課

各無線系の管理は次の課が行う。

長野県防災行政無線・・・・・・総務課

東御市防災行政無線（移動系）・・・・・・総務課

消防無線・・・・・・東御消防署

(イ) 施設の災害予防措置

施設の機能が常に十分発揮できるよう、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- a 基地局は、停電に備え、発電機、蓄電池等を設置し、毎月点検を行う。
- b 車両搭載用移動局は、各局毎に常時使用可能な状態を保つように点検を行う。
- c 携帯移動局は、各局毎に常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電について常に配慮する。

(ウ) 施設の点検整備（関係課等）

災害時における確実な運用を期するため、定期的に次に掲げる点検を行い、整備する。

- a 送受信装置、電源装置、空中線の点検及び清掃
 - b 送受信装置各部の電圧・電流及びコネクター等の作動点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- (エ) 防災無線施設の整備（総務課）
- 有線施設は、災害への対応に限度があり、災害時における各種情報の収集伝達を的確に行うことが出来ない。このため、防災無線施設（市防災行政無線）を充実する必要がある、さらに施設の整備を図る。
- (オ) その他の無線施設等の整備（総務課）
- a 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築する。
 - b 携帯電話等、移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (カ) 施設の運用（総務課）
- 無線施設の運用に当たっては、電波法等関係法令を遵守し、それぞれの目的を十分に生かすよう活用する。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 東御市防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現況及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

(イ) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制とする。

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 関係機関が実施計する計画

(ア) 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制をとるものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

市に防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 災害対策基本法第16条の規定により、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

a 東御市防災会議

災害対策基本法第16条第1項、及び東御市防災会議条例に基づいて設置された機関で、市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。（資料1参照）

b 東御市災害対策本部

災害対策基本法第23条及び東御市防災会議条例に基づき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長が設置するもので、応急対策及び災害復旧を実施する。

（資料4参照）

(イ) 職員の配置

a 事前体制

b 警戒体制

c 非常体制

d 緊急体制

e 全体体制（災害応急対策計画参照）

イ 関係機関が実施する計画

地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備、LPGガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎等の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課、総合支所、福祉課）

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築を図る。

（イ）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 関係機関が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

（1）現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（2）市及び関係機関が実施する計画（全部等）

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

（1）現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（2）実施計画

ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）

（ア）災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の断続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

（ウ）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取り組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 公共機関及びその他事業者による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県と市が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 市及び関係機関が実施する計画（総務課）

(ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

(イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

(ウ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

2 市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成 29 年 11 月 1 日現在 196 協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 市長会と連携し、相互応援体制の確立を図る。

- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

イ 関係機関が実施する計画

県及び市と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県広域消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。（資料6参照）

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）

(ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

(イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

(ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練に努める。

イ 関係機関が実施する計画（県市長会及び県消防長会）

県及び市と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間等においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体

制を整備するものとする。

5 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

6 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として県が選定した松本空港及び関係機関が調整する必要がある。

また、松本空港及び松本平広域公園周辺他だけでなく、他の広域防災拠点の必要性についても検討を行う必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び関係機関の実実施計画（総務課・建設課）

(ア) 市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画の策定に努める。

(イ) 市は県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(ウ) 選定された拠点ごとに、市、県及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状況、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(エ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

(オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる二次医療圏に1箇所の地域災害拠点病院（災害拠点病院）として独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定された。地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受け入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院（独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター）を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容継続

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

東御市においては、救助・救急車両の整備及び運行は上田地域広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、高規格救急自動車は、計画的更新を図るとともに、救命士の計画的配置にも努める。

（イ）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（ウ）消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらの使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準

に基づき計画的に装備を進める。

（イ）大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。

2 医療用資機材等の備蓄

（1）現状及び課題

医療用資機材等の備蓄、調達計画の樹立に努めている中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制について事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での、位置付けが必要である。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（市民病院・みまき温泉診療所・健康保健課）

（ア）医療資機材、医薬品等の備蓄は、災害発生時に緊急配分できるよう必要に応じた機能、医薬品等を整備するとともに近隣市町村への供給体制についても検討する。

（イ）災害対策緊急用医療品は保健係が備蓄の計画を図り、その整備充実に努める。

（ウ）医薬品は必要に応じ、市内薬局、薬店における医薬品の在庫により、災害時の迅速な供給に努める。

（エ）市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。

3 災害時拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

（1）現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療用資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として患者受入のためのヘリポートや簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏の上小地域で独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定された。さらに要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備・充実に努めるとともに、災害拠点病院を中心とした災害支援医療体制の整備、充実に努める。

（2）実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（健康保健課）

災害の状況に応じて、市内の医療機関に医療、救護活動を行ってもらうこととし、場合によっては医師に出動を要請するとともに救護班を構成し医療、救護活動を実施できるように図る。また、災害拠点病院を中心に市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制についてあらかじめ近隣市町村と調整を図る。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）小県医師会、上田小県歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を図るものとする。

（イ）長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターは、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

市内医療機関

4 消防機関、医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備を行ない耐震化に努める。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施する計画 (市民病院・東御消防署)

(ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震計画等を策定する。

また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。

(イ) 耐震診断結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎については、計画的速やかに当該工事を実施する。その際「緊急防災基盤整備事業」の活用を図る。

(ウ) 市立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の医療機関に対して耐震化に関する指導を行う。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関として役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

(イ) 日本赤十字社東御市地区、医師会は関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切、迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報ルート多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等、事前に体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画 (東御消防署)

(ア) 集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、関係機関の協力を得て、上田広域消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次

に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動及び他機関への要請（ヘリコプター含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

（イ）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに傷病者の移送についても医療機関と連携がとれるよう関係機関を交え調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

（エ）関係機関の協力を得て、上田広域消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

（イ）医師会等は、あらかじめ近隣の医師会との協力体制の整備に努めるものとする。

（ウ）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は平成27年4月1日現在63.2%であり、十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した上田広域消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

上田広域消防計画に基づき、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項について重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

（エ）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の整備を図る。

（オ）火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水生物質の浸水による発火

（カ）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

（キ）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

（資料6～10 参照）

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

（1）現状及び課題

市の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・建設課・農林課）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

（ア）水防組織、消防団の確立・整備

（イ）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか次に掲げる事項

（第3章第8節参照）

a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

（ウ）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

（エ）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

（オ）河川ごとの水防工法の検討

（カ）居住者への立退の指示体制の整備

（キ）洪水時等における水防活動体制の整備

（ク）他の水防管理団体との相互応援協定の締結

なお、当市は指定水防管理団体であるので、上記に加えて次の事項を実施する。

（ケ）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

（コ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。

（サ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

（シ）地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

（ス）（コ）～（シ）に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

（セ）水防機関の整備

（ソ）水防計画の策定

（タ）水防協議会の設置

（チ）水防訓練の実施（年一回以上）

- ・水防技能の習熟
- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

（ツ）水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

（ウ）警戒区域の責任分担

- ・消防署 全市
- ・消防団 各分団の警戒区域は下記のとおり。

分団名	区域
第1分団	加沢・常田・田中・県・本海野・西海野・白鳥台・城ノ前
第2分団	赤岩・片羽・桜井・大石・中屋敷・別府・原口・聖・乙女平・王子平
第3分団	新張・出場・金井・新屋・東町・西宮・姫子沢・滝ノ沢・湯の丸・祢津南・奈良原・伊勢原・鞍掛自治・リードリーくらかけ
第4分団	東上田・田沢・大川・栗林・海善寺・曾根・東深井・西深井・東入・西入・日向が丘・海善寺北・寺坂・睦
第5分団	上八重原・田楽平・中八重原・下八重原・芸術むら・大日向・光が丘・羽毛山・牧ヶ原・白樺
第6分団	切久保・八反田・本下之城・布下・島川原・田之尻・宮・畔田・御牧原南部・後牧原北部・常満

ウ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

（ア）地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・

浸水防止計画という。」を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等についてこれを市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。（資料 47 の 2 参照）

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（イ）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

b 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（ウ）大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災関係に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した、浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。

(a) 避難支援者等関係者となる者

東御消防署長、市消防団長、上田警察署長、市民生委員、市社会福祉協議会長、区長とする。

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

①要介護認定3～5を受けている者

- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ③療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
 - ⑤市の生活支援を受けている難病患者
 - ⑥上記以外で区長が支援の必要を認めた者
- (c) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ①市内部での情報の集約
市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。
 - ②県からの情報の取得
市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。
- (d) 名簿の更新に関する事項
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。
- (e) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる事項
- ①災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - ②受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - ③避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - ④名簿情報の取扱状況の報告。
- (f) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ①市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準を定め、災害時において適時適切に発令する。
 - ②避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮する。
- (g) 避難支援等関係者の安全確保
- 市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実

強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）指定避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

（イ）防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（ウ）応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（エ）緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

（オ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

（カ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

（キ）支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

（1）現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重傷者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

（イ）防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

（ウ）組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

（エ）防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

（オ）応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

（カ）市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

（キ）市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

（ク）市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。

イ 要配慮者利用施設が実施する計画

（ア）非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

（イ） 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて施設利用者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

（ウ） 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

（エ） 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（オ） 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するように努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

（カ） 日本赤十字社東御市地区・小県医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

（キ） 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

（ク） 医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び、避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・生活環境課・商工観光課）

(ア) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連携体制の整備を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(カ) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

当該地区内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

(キ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民

等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

（イ）医療機関においては、外国籍市民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

（1）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川を抱える東御市は、資料47のように、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（福祉課・建設課）

（ア）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水被害想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施する。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

（1）現状及び課題

市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（市民課・建設課）

（ア）市は、関係機関と協議の上、地域の実情にあった区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

（イ）東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき、役割分担を明確にし、迅速な交通の確保を図る。

イ 関係機関が実施する計画

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（1）現状及び課題

大規模な地震が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）市は、最低1か所以上の「物資搬送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集

積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

（イ）自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

（ウ）拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 関係機関が実施する計画

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

（1）現況及び課題

大規模な地震が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

（イ）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

（ウ）物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

（エ）輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して平常時から周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）東御市は、トラック協会との関係において次の事項を推進するものとする。

a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

（イ）トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

（ウ）トラック協会は要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

河川の決壊、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど有事に備える。

第2 主な取り組み

- 1 各種設備等の所有者又は管理者は、これら設備等の倒壊等を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・市民課・建設課・農林課）

- （ア）災害発生時に予想される障害物の所有者及び警察と事前に対応を協議する。
- （イ）東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき体制の整備を図る。
- （ウ）巡回点検を行い、必要な措置を講じる。
- （エ）あらかじめ集積、処分場を関係用地管理者と協議し選定しておく。
- （オ）レッカー車、クレーン車等の所有業者の実態を把握する。
- （カ）公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。
- （キ）森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

イ 関係機関が実施する計画

- （ア）道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業協会等との協定はすんでいる。
- （イ）部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

ウ 住民が実施する計画

自己の所有又は管理する立木及び施設等について、点検を行い倒壊等を未然に防止するものとする。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保を図る。

第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市は、住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校、保育園における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県及び市が実施する計画

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

(イ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

(ウ) 県及び市は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

(エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ 市の実施計画（関係課等）

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

a 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

b 市は、指定緊急避難場所をあらかじめ指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業

規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

（イ）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- a 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法
（避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については第3章第12節を参照）
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - （a）給食措置
 - （b）給水措置
 - （c）毛布、寝具等の支給
 - （d）衣料、日用品の支給
 - （e）負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - （a）避難収容中の秩序保持
 - （b）避難住民に対する災害情報の伝達
 - （c）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - （d）避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - （a）平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - （b）災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

（イ）避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿

を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

（ウ）帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 関係機関が実施する計画

（ア）それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。

（イ）市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

（ウ）要配慮者利用施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

（エ）指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

エ 住民が実施する計画

（ア）家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

① 指定緊急避難場所への立退き避難

② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）

c 家の中でどこが一番安全か。

d 救急医薬品や火気などの点検。

e 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。

f 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。

g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

（イ）防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

（ウ）指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

オ 企業等が実施する計画

帰宅困難者対策

a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努めるものとする。

- b 空港、駅のターミナルビル等では、飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保

(1) 現状及び課題

資料 30 のとおり指定緊急避難場所を指定しているところであるが、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

- (ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (ウ) 市が全域的に被災した場合又は被災場所の地域性により隣接市町村のほうに避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急指定避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生後、災害により居住できなくなった場合に一定期間滞在し、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

- (ア) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (シ) 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考に、市「避難所運営マニュアル」を定めたので運用に努める。

- (ス) マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (チ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校等」という。）において、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長等は、児童生徒等の保護について避難対策計画を定めておく必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（教育課・子育て支援課）

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮した学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

（ア）防災計画

- a 学校長及び園長（以下「学校長等」という。）は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - （a）風水害対策に係る防災組織の編成
 - （b）風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - （c）県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - （d）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - （e）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - （f）児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - （g）児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - （h）児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - （i）児童生徒等の救護方法
 - （j）初期消火と重要物品の搬出の方法
 - （k）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - （l）指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - （m）防災訓練の回数、時期、方法
 - （n）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - （o）風水害時における応急教育に関する事項
 - （p）その他、学校長が必要とする事項

（イ）施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒・落下等の防止措置がされているかについて点検する。

（ウ）防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具、設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校(園)時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

当市の地形は、大規模な災害が発生すれば、孤立地域の発生は全くないとはいえない地形を有しているため、孤立地域の発生を防止するため、情報の収集、伝達及び実態の把握、応急体制等の対策が重要である。

第2 主な取り組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。（孤立予想地域：聖区、湯の丸区、滝の沢区、奈良原区、西入区、東入区）
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回道路確保に留意した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予想について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の活用可能な通信手段及び防災行政無線等の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）

- (ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。
- (エ) コミュニティFM放送（FMとうみ）により、山間地域等への情報通信機能を確保する。
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

平坦な場所のみではなく、急峻な地形を切り開いて道路が建設されている場合もあるため、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

市道の災害予防対策を推進する。

イ 住民が実施する計画

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（福祉課・商工観光課）

(ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

(イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

(ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 住民が実施する計画

各地域においては、地域内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 市内全地区における組織結成を推進する。

(イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 住民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、指定避難所となり得る施設は整備されているが、風水害によ

る被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

市の実施計画（総務課・建設課・生涯学習課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄を推進する。

イ 住民が実施する計画

（ア）孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

（イ）観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取り組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。（資料10の2・3参照）
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料の供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状と課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

- (ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

市は人口の5%（約1,500人）2食分程度を目安とし、諸々の条件等を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しない、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行い、在庫状況を定期的に把握しておく。

（イ）他の地方公共団体等との災害時相互応援協定の締結の推進及び東京都大田区、秋田県美郷町との災害時の相互応援協定の円滑な運営を図る。

（ウ）非常用食料については、東御消防署、中央公民館、北御牧庁舎を保管場所とし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。（資料42参照）

（エ）県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

（オ）住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

（カ）食料品等の調達体制の整備に努める。

イ 住民が実施する計画

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当分の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

ウ 企業等において実施する計画

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

（1）現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

（イ）食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

第1 基本方針

飲料水は、配水池及び浄水池の貯留水とし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。飲料水の備蓄体制を強化するには配水池に、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備の設置が必要になる。

また、被災していない市町村からの応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市は被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の耐震化に努めるとともに、給水車・消防タンク車等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取り組み

- 1 水道施設の耐震化、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備及びろ過器の整備促進、関係機関及び関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車・消防タンク等の整備促進を図るとともに、関係機関及び関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

配水池への自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備、施設の耐震化並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

（ア）配水池等の容量の増強、自家発電設備の設置及び応急給水設備の整備、施設の耐震化に努める。

（イ）住民が実施する事項への支援を行う。

（ウ）県が実施する事項に対する協力を行う。

（エ）予備水源、予備電源の確保を行う。

（オ）プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

（カ）住民に水の確保の協力を得るため次の指導を行う。

a 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

b ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

c ポリタンク等給水用具の確保をおこなう。

d 自家用井戸等について、その維持・確保に努める。

イ 住民が実施する計画

（ア）風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

（イ）ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

（ウ）ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

（エ）自家用井戸等について、その維持・確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

市には、給水車や消防タンク車等が整備されており、緊急時にはこれらの車両により供給を行う。また、状況に応じて市単独での供給が困難な場合には長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村に応援を要請する。

しかし、大規模地震災害等により被害が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・上下水道課・東御消防署）

- (ア) 給水車の運行計画策定等給水体制の確立を図る。
- (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (ウ) 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (エ) 給水車、消防タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

a 市の搬送車両

(a)	上下水道課	給水車	2,000 l	1 台
(b)	消防署	タンク車	2,000 l	1 台
(c)	消防署	水槽車	10,000 l	1 台
(d)	消防団	タンク車	3,000 l	1 台

b ろ過器

上田保健福祉事務所配置ろ水器	2,000 l / h	1 台
----------------	-------------	-----

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害が発生時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

- 寝具（タオルケット・毛布等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。（資料10参照）

第2 主な活動

- 1 市は実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 活動の内容

- 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（1）現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）市は市内の物品販売店等との間に災害時における生活必需品の確保・調達体制の協力に関する協定は締結済みであり、協定による調達を実施する。

（イ）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

イ 関係機関が実施する計画

関係機関にあつては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ 住民が実施する計画

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

（1）現状及び課題

災害発生後、市はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

（イ）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取り組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の消防法に定める危険物施設は、取扱所（資料28参照）がある。これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資器材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 上田警察署との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、特に必要な大規模施設は上田警察署に対してその旨を連絡し、連携を図る。

2 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

放射性同位元素使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・市民課・市民病院）

（ア）放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

（イ）市は、実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

届け出による放射性元素使用事業所

東御市県 548 番地 1

（社）長野県労働基準協会連合会環境測定部上田測定所（64-1151）

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を促進する。

第2 主な取り組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する計画

(ア) 被害想定

a 水力設備

水力設備に関する技術基準に基づき、良質な岩盤改良した上に構築され、耐震上最高技術と安全性をもって設計されており、又常時管理点検も行っているので特に問題はない。しかし、導水路等に亀裂、沈下及び周囲の崩壊、地すべり、落石等による被害が予想される。

b 電気設備

電気設備の主要機器は、十分な基礎工事を実施してあるので、大きな被害は生じないと思われる。しかし碍子類を使用している機器の被害が予想される。

また、送電線は、地盤沈下等による鉄塔の傾斜や電線の震動による断混線等の被害が予想される。

(イ) 事前対策

a 電気工作物の整備点検

長野県電気事業電気工作物保安規定（以下「規定」という。）に基づき、必要に応じて電気工作物の巡視、点検及び検査を行い、施設の整備に努めるとともに、各施設の特性、周囲の状況等の把握に努める。

b 施設の災害予防対策

危険箇所及び被害の受けやすい箇所を調査把握し、あらかじめ必要な措置をしておくよう努める。また、水路等の破損、土砂崩落、落石による決壊等の被害防止に重点をおいて整備するものとする。

c 防災訓練

災害応急対策を円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、計

画的な防災訓練を実施する。

d 日常の準備

災害に備え、次の各号に掲げる事項について措置しておく。

- (a) 通信連絡設備の確保整備及び緊急連絡系統の整備
- (b) 機動力の確保整備
- (c) 消火装置、救急用具、救急医薬品、応急・復旧資材、工具等の確保整備
- (d) 情報収集用備品類の整備

2 関係機関との連携

(1) 現場及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係機関と体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

市は、電力会社との連携を図る。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

(イ) 県及び地方事務所、市に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図る。

第2 主な取り組み

- 1 橋の添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進する。

需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。また、情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

(2) 実施計画

ア 都市ガス事業者が実施する計画

古い既設導管の取替え及び露出している導管・緊急ガス遮断装置の日常点検の実施
マイコンメーターの全戸設置
「東京パイプライン事故対策要領」

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 都市ガス事業者が実施する計画

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

市は、都市ガス事業者との連携を図る。

イ 都市ガス事業者が実施する計画

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応が出来ない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

a (一社)日本ガス協会

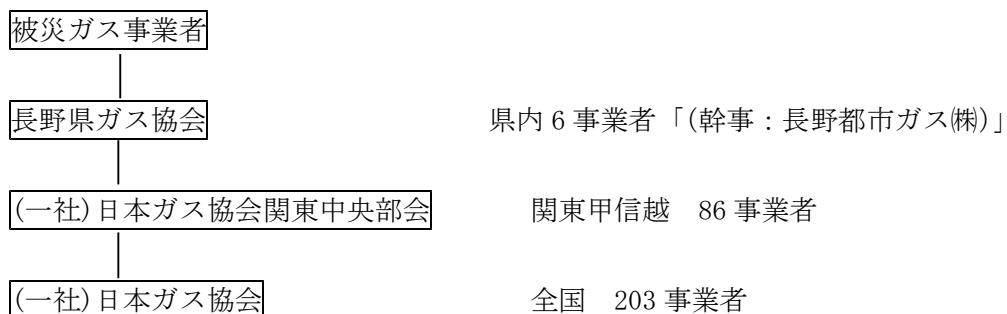
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

b (一社)日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

「東京パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援協定図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

（ア）老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。

（イ）配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

（ウ）水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

（エ）復旧資材の備蓄を行う。

（オ）水道管路図等の整備を行う。

第20節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取り組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。

第3 計画の内容

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

（1）現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備も行う。

2 雨水流出抑制施設の整備

（1）現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

（1）現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不

十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

（ア）災害時の対応を定めた防災業務計画や災害対策要領等を策定する。

（イ）防災業務計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

（ウ）復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。

4 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから資機材について、平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入し、廃止した農業集落排水処理場施設の建屋等で備蓄する。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（上下水道課）

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取り組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は、通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）

有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状と課題

市と住民及び防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市防災行政無線が整備され、災害時に運用されている。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）

住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。

また、通信施設については、風水害に備えた災害予防対策を図る。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な

情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

市は、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

イ 東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

（ア）被災状況の早期把握

県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図る。

（イ）通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散配置する。
- c 通信ケーブルの地中化の推進。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 放送施設災害予防

（1）現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受診を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施を図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

（ア）放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

（イ）自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、まあ無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

（ウ）衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

（ア）演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）

（イ）上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

（ウ）毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

（ア）局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。

（イ）電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

（ウ）非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実に努める。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

（ア）社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

（イ）電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

（ウ）放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

（ア）放送施設の転倒防止等固定化の実施

（イ）予備放送設備の整備

（ウ）C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保

（エ）非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

（2）実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実に推進する。

イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

（ア）定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

（イ）予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

（ウ）陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

（ア）災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。

（イ）演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

（ア）衛星通信基地局に送信装置を追加。

（イ）衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保。

（ウ）衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

（ア）地下受電設備の浸水対策の推進。

（イ）FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。

（ウ）演奏所電源系改修の実施。

（エ）S T L非常回線の設置を検討。

（オ）可搬型非常用送信機設置等の実施。

5 道路埋設通信施設災害予防

（1）現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

市は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配備計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時に協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

ア 市の実施計画（商工観光課）

市は、鉄道会社との連携を図る。

イ しなの鉄道㈱が実施する計画

（ア）施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要がある場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・更新など計画的に実施する。

（イ）関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

ウ 北陸信越運輸局が実施する計画

（ア）鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

（イ）鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

（ウ）鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

（エ）鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

（オ）関係機関との連携を図る。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取り組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・東御市、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行なえる体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

（ア）被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるような体制の整備を図る。

（イ）ケーブルテレビ放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

（ウ）Ｌアラート（災害情報共有システム）、市ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制を検討する。

（エ）被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。

（オ）上記エのほか被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

イ 報道機関等が実施する計画

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

ウ 電気通信事業者が実施する計画

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

エ 関係機関が実施する計画

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行う

ため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

（ア）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

（イ）災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認を行っておく。

◎ 主な報道機関

（資料46参照）

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

当市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市、県等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取り組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新設は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新設等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 4 県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

地すべり等防止法に基づいて、民家、耕地、公共施設等の被災に関連を有する箇所においては、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を推進し、災害を未然に防止する必要がある。（資料22 参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課・建設課）

（ア）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。

（ウ）地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

イ 住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、崩壊土砂流出地区は風水害によって大規模な山腹の崩壊等も予想されるので、十分注意をしなければならない。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（農林課）

市内の山腹崩壊、崩壊土砂流出のおそれのある山地災害危険地区は、資料 25・26 のとおりである。市は毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例がある。（資料 23 参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課・建設課）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

イ 住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるために、危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域が平成 19 年 9 月に指定され、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

（資料 21 参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課・農林課）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定め

る。

（イ）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれの場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

（ウ）崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

（エ）農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 関係機関が実施する計画

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 住民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めておくとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

（1）現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

（ア）市は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

（イ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

6 土砂災害警戒区域の対策

（1）現状及び課題

本市では、土砂災害警戒区域等の指定箇所が数多くあり、区域内には住宅等もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報提供に留意する必要がある。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

（ア）市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

（イ）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

a 建築基準法に基づく建築物の構造規制

- b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難所その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
 - b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。
- ウ 住民が実施する計画
 - (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
 - (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節 防災都市計画

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化により、都市における災害の危険性は増大しており災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取り組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。こうした地域等内における建築物については建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

(ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

(ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

(エ) 防災都市づくり計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動

拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
- ウ 高齢者等の要配慮者に対する安全性確保
- エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

- (ア) 「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防火遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備に立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は当市に存在している。

先の阪神淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

- (ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。
- (イ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取り組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課）

（ア）公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

（イ）一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

（ウ）道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。

（エ）落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

（オ）住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 建築物の所有者等が実施する計画

（ア）屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

（イ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。

また、増水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

（ア）出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。

（イ）がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

（ウ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

イ 建築物の所有者等が実施する計画

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当市における国、県指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

（資料 18 参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（教育課）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（ア）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護について指導と助言を行う。

（イ）防災設備の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 所有者が実施する計画

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のため事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課）

市は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害応急対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。
- (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。
- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に関わる仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。
また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。
- (カ) 市内には、上信越自動車道があり構造は、高架・橋梁・土工部からなり高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
東日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。
- (キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

また、建設業協会と締結した、災害時の応急措置に関する協定に基づき、直ちに応急復旧活動を実施し、交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報提供できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

(ア) 市は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制を整備する。

(3) 関係機関が実施する計画

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市の協定等に協力するものとする。

イ 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等の締結に努めるものとする。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

(ア) 警察等と相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

(イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制を整備する。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

増水時の堤防の決壊をはじめとする河川施設等の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検・維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取り組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 増水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。（資料27参照）

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

それぞれの施設整備計画により市が管理する河川の管理施設の整備を図る。

イ 関係機関が実施する計画

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。

また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

（イ）ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、指定河川については河川管理者が浸水想定区域内の公表を行っている。また、市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図らなくてはならない。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

（ア）市は、地域防災計画に浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定めるとともに各施設の名称、住所、管理者等を明記し、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

（イ）市は、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場の管理者が実施する計画

（ア）浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

（イ）浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

（ウ）浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

市には、農業用ため池が数多くあり、中には堤体等が老朽化しているものもある。洪水等により決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。雨期には土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。（資料29参照）

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取り組み

巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

防災重点ため池※等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。

※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水槽10万 m^3 以上のため池

下流に人家や公共施設等が存在し、市が指定したため池

第3 計画の内容

1 現状及び課題

老朽化しているものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

2 実施計画

ア 市の実施計画（農林課・土地改良区）

（ア）ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。

（イ）必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。

（ウ）豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

（エ）ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

（イ）適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取り組み

- 1 農産物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農林水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センターを通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（農林課）

農業改良普及センター、農協及び関係機関等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

（イ）必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（ウ）新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ 住民が実施する計画

（ア）生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（イ）新たな施設の設置にあたっては被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（農林課）

（ア）市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

（イ）県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）国有林の地域別森林計画及び国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。

（イ）指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

（ウ）関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 住民が実施する計画

（ア）市が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

（イ）施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため日ごろからの対策及び活動が必要である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 構造物に係る二次災害予防のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予想した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課・農林課）

市は、道路整備計画の定めるところにより整備する。

イ 関係機関が実施する計画

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

{危険物関係}

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

(ア) 危険物関係

本章・第16節・第3・1の「危険物施設災害予防計画」による。

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流での橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（農林課）

災害に強い森林づくりなど総合的な対策を検討する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊・地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険があり、二次災害予防のためそれらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課・農林課）

（ア）情報収集体制の整備

（イ）警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市及び防災機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くはないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取り組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校・保育園における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の訓練等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 県及び市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）

（ア）市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
- d 警報発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

- e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- n 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニケーションを活かした避難活動
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
- r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課）
 - (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
 - (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
 - a 浸水想定区域については、次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
 - (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
 - (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
 - (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配

布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

- (カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各趣講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシュミレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策を採ること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

- (キ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

ウ 自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ 報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ 住民が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
- ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）

- (エ) 発災時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）

- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

- (カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

- (キ) 備蓄食料の試食及び更新

- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

- (ケ) 地域の防災マップの作成

- (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

エ 企業等が実施する計画

企業においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

オ 関係機関が実施する計画

日本赤十字社東御市地区及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応

急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・福祉課・東御消防署）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校及び保育園における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものとするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（教育課・子育て支援課）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

a 防災知識一般

b 避難の際の留意事項

c 登下校（園）中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

d 具体的な危険箇所

e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 市及び上田地域広域連合消防署の実施計画（総務課・東御消防署）

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課、企画振興課）

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ 住民が実施する計画

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

市では防災週間（8月30日～9月5日）に東御市地震総合防災訓練を実施しており、各企業等においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・企画振興課）

(ア) 地震総合防災訓練

市は、住民・企業等の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフなど大規模な地震を想定した市地震総合防災訓練を行う。

a 実施時期

原則として防災週間（8月30日～9月5日）に実施する。

b 実施場所

東御市内全域で実施する。

c 実施方法

住民・企業等の参加を得て下記に定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

(イ) その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

a 水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防

ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

c 災害救助訓練

災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

e 避難訓練

市及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備・高齢等避難開始の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

g 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

h 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

i 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を関係機関と連携して行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ 住民等の実施計画

住民は県、市が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ 企業等の実施計画

（ア）企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

（イ）地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は、管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

（ウ）地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定多数かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項。避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関

する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。
- c 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧要資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（生活環境課・上下水道課）

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

イ 災害廃棄物対策指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。

ウ 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要になる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ 関係機関が実施する計画

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常生活を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取り組み

- 1 組織化がされていない地区に組織化を促進する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

組織化の促進、自主防災組織のかん養を図っていくことが、今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

市は、自主防災組織が未結成の地区に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

（ア）自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

（イ）県が開始する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

（ウ）自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるよう日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

（ア）自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

（イ）地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。

（ウ）自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域のコミュニティの防災体制の充実を図る。

5 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の

実施

- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに関する配慮が必要）
- オ 防災資機材の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動
- カ その他の防災活動に対する協力

(3) 活動環境の整備

ア 現状及び課題

自主防災組織の活動環境の整備に関しては助成措置が講じられている。自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

イ 市の実施計画（総務課）

コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

(4) 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

ア 市の実施計画

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

(5) 各防災組織相互の協調

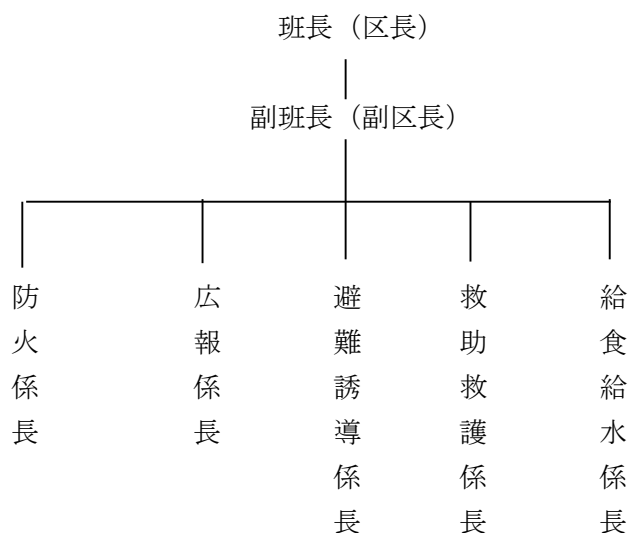
ア 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた行動を行えるように日ごろから、連絡応援体制を確立して必要がある。

イ 市の実施計画（総務課）

自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

組織は次のとおりとする。



(6) 職務分担

ア 班 長 ……班を総括し、発災時における防災活動の指揮命令及び他地区からの応援出動依頼を行う。

イ 副班長 ……班長を補佐し、班長が不在のときはその職務を代行する。

ウ 係の分担

- a 防 火 係 ……人命検索・災害防止活動・出火防止及び初期消火体制の確立
- b 広 報 係 ……災害の調査・証拠撮影記録
- c 避難誘導係 ……災害時の避難・誘導
- d 救助救護係 ……負傷者等の救助救護、要配慮者の避難援助
- e 給食給水係 ……被災者の給食給水及び災害用資機材の調達配分

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

防災時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部の実施計画（東御消防署）

- （ア）職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- （イ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- （ウ）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

イ 企業が実施する計画

- （ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- （イ）強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、

防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するものとする。

（ウ）組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

（エ）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部東御市地区等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。
- 4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害援助ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行なわれるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び関係機関の実施計画（福祉課）

（ア）市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部東御市地区等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

（イ）市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部東御市地区等ボランティア関係団体は災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

市の実施計画（福祉課）

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

市内には、日赤奉仕団、手話サークル連絡協議会等のボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時には、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び関係機関の実施計画（福祉課）

市は、国内の主要なボランティア団体やボランティア関係団体と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（福祉課）

市、社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部東御市地区等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取り組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

基金の積立

(1) 現状及び課題

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年条例第9号）を定めて財政調整基金を設置し、その運営にあっている。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・会計課）

災害時に備え、財政基金の維持、運営を図る。

名称	目的	使途
財政調整基金	財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の経費

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、市内には、地質構造の特異性から地すべり地帯が存在し、豪雨災害時には比較的規模の大きな地すべりが予想されるが、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

概に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口の集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

県・市・各関係機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・建設課）

（ア）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 関係機関が実施する計画

（ア）各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市への提供について協力する。

（イ）国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取り組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（商工観光課）

- (ア) 観光地での災害発生時の市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (イ) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (ウ) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- (イ) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 実施計画

ア 市の実施計画（商工観光課）

- (ア) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識等の簡明化、多言語化を推進する。
- (イ) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- (ウ) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- (イ) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図る。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村と連携して、自発的に地区における防災活動を行う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定める。

第2 主な取り組み

住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

（1）現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型での地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

イ 住民及び事業所を有する事業者が実施する計画

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うものとする。